

国指定天然記念物 平林寺境内林保存管理計画



新座市教育委員会

宗教法人 平林寺

はじめに

臨済宗妙心寺派の名高い禅の専門道場として知られる関東の名刹・平林寺は広大な敷地を有し、平林寺境内林は本市唯一の国指定文化財として今も首都近郊随一の規模で存在しています。禅宗寺院としての荘厳な雰囲気にも包まれながら、かつての武蔵野の面影を残す雑木林としても広く知られています。

第4次新座市基本構想総合振興計画に掲げる将来都市像「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」は、まさに長い歴史をかけて育まれてきた平林寺や野火止用水を核とした景観が、市の象徴的な存在であることを表しています。そして、こうした豊かな自然は私たちの心に潤いと安らぎを与えてくれる大変貴重な存在であります。

その一方で、本市は首都近郊のベッドタウンとして発展してきたため、開発などに伴い緑地が大幅に減少するなど課題があります。その中でも、平林寺境内林が開発もされずずっと残り続けてきたのは、ひとえに、境内林の保護に関しまして、平林寺の歴代御住職による文化財保護行政への御理解と御協力をいただいていた賜物です。教育委員会といたしましても、新座市が誇るこの貴重な歴史的文化的文化資産を次世代へ確実に継承する責務を強く感じております。

しかしながら、昭和43年の天然記念物指定から45年余りが経過した現在、境内林は指定当時から景観の変化、そして境内林を取り巻く周囲の環境の変化などが起こっております。この現状を鑑み、適正な保存と管理方法等の基本的な指針に基づいて保存・管理をしていくことが重要となっております。そしてこの度、「国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき適正な保存管理を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましても、平林寺境内林の保護に御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を頂きました国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会の皆様を始め、指導・助言を賜りました文化庁・埼玉県教育委員会の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

平成27年3月

新座市教育委員会
教育長 金子 廣志

国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画の策定に当たって

先師玄龍老師の後を引き継いだ隠寮には、私が起居する以前より壁に貼られた『平林寺規則』なるものがある。これは平林寺住職の指針を掲げた全7項からなる条項で、第22世牧牛窟白水敬山老師を筆頭に法類、補佐員、総代の連名で、昭和44年7月1日に記されている。その前年の昭和43年、平林寺境内林は文化庁より国の天然記念物に指定され、恐らくそれを受けてつくられたものと思われる。

『平林寺規則』には、環境及び文化財の保護に関して次の二項が挙げられている。

- 1) 平林寺々域の風致を益々増大し永久に武蔵野の特徴を後世に残すべき事
- 2) 平林寺建造物の古風を守り新規建築等濫りにせざる事

敬山老師は、禅の修行には広大な自然が不可欠であるとの強い信念を持たれていた。そのため、戦後農地解放で散逸してしまった境内地を苦心して代替え、あるいは買い戻して、何とか現在の境内地43ヘクタールを確保されたのであった。敬山老師の薫陶を受けられた第23世系原圓應老師、次いで第24世野々村玄龍老師も、平林寺の有する自然と文化財の価値、希少性を深く認識され、尊重されてきた。

しかしながら「武蔵野の面影を残す平林寺」とは云うも、あまりに広範囲に及ぶ当該敷地面積、またその時々時代の背景や社会情勢のもと、管理を充分に行き届かせることは至難であり「武蔵野の面影」には程遠い、というのが近年の状況であった。

この度平林寺及び「平林寺の自然と文化を守る会」、行政らが手を携えて恵み深き武蔵野の自然を整備し、守り、後世へ託そうという思いが「平林寺境内林保存管理計画」として結実、15年をかけて境内林及び周辺地域の環境を整える運びとなった。東京ドームおよそ10個分の雑木林を、環境資源として管理整備、保存すること、また武蔵野の自然環境を保護、継承することで地域社会の景観改善及び公共性の発展に寄与、貢献できることは無上の喜びであり、歴代の老師方の志に多少なりとも報いることができれば幸いである。

国内でも例をみない程の大規模かつ長期に渡る当計画を、熱意を持って推進し、惜しむことなくお力添えくださる関係各位には、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

当計画を通じて「武蔵野の面影を残す平林寺」を取り戻し、その風致が訪れる方々の心を静寂へと導いてくれることを、何よりも願うものである。

平成27年3月

国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会委員長
宗教法人 平林寺 代表役員
平林寺第25世
松竹 寛山

例 言

- 1 国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画（以下「本計画」という。）は、埼玉県新座市に所在する国指定天然記念物「平林寺境内林」の保存管理の基本方針を定めた計画書である。
- 2 本計画は、文化庁文化財部記念物課及び埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課の指導・助言の下、新座市教育委員会が設置した「国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会」において平成25年度に4回の会議を開催し、その審議結果を取りまとめ、策定したものである。なお、平成26年度に計画書として刊行するに当たり、一部加筆等を行い、編集した。
委員長 松竹 寛山 宗教法人平林寺代表役員
委員 荒尾 精二 武蔵野野鳥の会会長
委員 福田 知明 元埼玉県林業試験場専門調査員
委員 根岸 茂夫 國學院大學文学部史学科教授
新座市文化財保護審議委員会委員長
委員 池田 秋義 新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課長
指導・助言者
本間 暁 文化庁文化財部記念物課文化財調査官
須田 大樹 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課指定文化財保護担当主事
事務局 新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係
- 3 本計画の編集は、新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係が行った。
- 4 本計画の引用・参考文献は、文中にカッコで文献番号を示し、43・44頁に番号順に掲載した。
- 5 表紙は、平成14年夏に撮影された平林寺境内林の空中垂直写真である。

目次

はじめに

国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画の策定に当たって

例言

第1章	保存管理計画の目的	1
第2章	平林寺境内林の文化財としての価値	2
第1節	平林寺境内林の指定概要	2
第2節	平林寺境内林の天然記念物指定の動き	3
第3節	平林寺境内林保存管理計画策定の経緯と経過	4
第4節	平林寺境内林の歴史的背景	4
1	武蔵野の雑木林	4
2	平林寺の雑木林の成立過程	6
第5節	平林寺境内林の自然環境	10
1	平林寺の植生	10
2	境内林の生物相	11
3	平林寺の雑木林の四季	11
4	往時の景観	13
第6節	伝統的農業の行き詰まりと雑木林の今日的価値	15
1	首都圏近郊農業の変貌	15
2	経済的実利性以外の価値—多様性のある生態系	15
第3章	近年の変質	17
第1節	変質の概要	17
第2節	変質の状況	17
第4章	保存管理計画	22
第1節	再生の基本方針	22
第2節	主要ゾーンの管理方針	26
第3節	落葉広葉樹の再生—落葉広葉樹林再生プロセス	29
第4節	落葉広葉樹以外の植生の再生	34
1	モミジの抑制	34
2	サクラの保全について	35
3	アカマツ林の再生	37
4	伽藍周辺のスギ、ヒノキ林の再生	38
第5章	体制及び関係機関との連携	41
第6章	現状変更	42
引用・参考文献		43
資料		46